

新型コロナウイルスワクチン接種について

令和 4 年 10 月 14 日

【保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策室】

1. オミクロン株（BA.1）対応ワクチンの接種方針**（1）接種対象者及び回数**

初回接種を終了した者のうち、5 か月以上経過した 12 歳以上の年齢の方に、追加接種を 1 回実施

（2）接種するワクチンの種類

オリジナル株とオミクロン（BA.1）対応型の 2 価ワクチンで、ファイザー社（0.3ml）又はモデル社ワクチン（0.5ml）を使用

※ファイザー社ワクチン 12 歳以上、モデルナ社ワクチンは 18 歳以上に接種が可能

（3）市におけるオミクロン株対応ワクチンの接種計画

オミクロン株対応ワクチンの国からの供給が 9 月下旬から順次供給されており、配送されるワクチンの範囲内で、医療機関の体制確保等の準備を進め、10 月からオミクロン株ワクチンの接種を順次開始

① 優先的に接種を行う対象者

国の方針に従い、重症化のリスクが高い等の理由で現行の 4 回目の接種対象者であって（60 歳以上の高齢者、基礎疾患患者、医療従事者等）、当該接種を未実施である者（同要件で 3 回目未実施である者を加える）を対象

※既存型ワクチンで 4 回目接種を実施した者は、5 か月間の接種間隔を置き、オミクロン対応ワクチン接種が可能

② 社会機能を維持するために必要な事業の従事者（保育士 等）**③ 60 歳未満の者のワクチン接種**

上記の接種が一定程度見込まれた段階（本年 11 月頃を目途）で、60 歳未満のワクチン接種を年齢階層順で実施するため、接種券を順次発送しワクチン接種

2. 小児（5 歳から 11 歳）ワクチン第一期追加接種（3 回目接種）の実施

令和 4 年 9 月 6 日より、小児ワクチン追加接種の実施が可能となり、努力義務を適用する方針が国より示され、下記の取り扱いのもと所定の接種体制を構築

（1）接種対象者及び回数

初回接種（2 回目まで）を終了した者のうち、5 か月以上経過した対象年齢の方に、追加接種を 1 回実施

（2）接種するワクチンの種類 等

小児用ファイザー社ワクチンを使用し、取扱いについては初回接種と同様

（3）市における接種体制の対応

初回接種を行った対象者の方へ接種間隔の該当時期にあわせて、9 月 12 日（月）より順次接種券の発送を行い、医療機関による個別接種を実施

3. ワクチン接種センターの設置

医療機関についてインフルエンザ予防接種の時期が重なることや集団接種の体制確保において、全体の接種数の不足が見込まれることから、週末や夜間を含めて接種を可能とする「ワクチン接種センター」の常設設置を目指し、接種数確保と接種ニーズに対応

【基本情報】

- ◆設置場所：旧恵庭市交流プラザまなび館（恵庭市緑町 2 丁目）を予定
- ◆開設期間：11 月から令和 5 年 3 月（終期については、接種状況等により前倒しの場合あり）
- ◆開設時間帯：年末年始を除く、月曜から日曜までの週 5 日程度の午後の時間帯で実施
（土日については、午前中からの実施も検討中）
- ◆接種人数：1 日あたり 100 人から 200 人程度を想定